

令和7年度「名桜大学奨学生」募集要項

本学に在学する学部学生の勉学及び体育活動を奨励することを目的として、令和7年度「名桜大学奨学生」を募集します。

I 募集期間

令和7年5月19日（月）～ 5月30日（金）17:00 学生課窓口必着【厳守】

II 募集する奨学金の種類、支給額、申請基準等

奨学金		支給額 (万円)	目的	申請基準	支給対象 年次	備考
学業奨励 奨学金	第1種	20	学業奨励	GPA: 3.7 以上	2年～ 4年次	※支給対象年次とは、願書の提出・選考を経て奨学金（1年間）を支給される年次をいう。
	第2種	10		GPA: 3.5 以上		
スポーツ 奨学金	第1種	20	学生諸活動奨励	日本代表（候補）選出、全国大会（インターカレッジ等）出場の個人又はチーム	2年～ 4年次	※スポーツ奨学金は、前年度の活動実績を対象とする。また、入学前の実績は認められない。
	第2種	10		沖縄県代表（候補）、国体選手選出、西日本大会出場、九州大会優勝の個人又はチーム		

III 募集対象

- 学業奨励奨学金：学業成績、学生活動、人物ともに優秀で、他の学生の模範となる学生
※GPAの申請基準を満たしていても採用になるとは限りません。
- スポーツ奨学金：人物、スポーツ技能共に優秀で持続して競技力向上を図る個人又はチーム
※スポーツ奨学金は大学が認めた正式な課外活動団体に限ります。
※団体競技での実績を、個人の実績として申し込むことはできません。
※団体申請は1団体1申請までとし、複数申請することはできません。

IV 取得単位の制限、評定平均値の算出方法

1 取得単位の制限

奨学金の対象者は、直近2個学期の取得単位が30単位以上なければならない。但し、4年次までに卒業に必要な単位を満たすことができると認められる者はこの限りではない。

2 評定平均値の算出方法

評定平均値（GPA）の算出方法は、次のとおりとする。

○評定平均値＝換算点数の合計÷登録単位数（教職科目は除く）

成績評価	秀	優	良	可	不可
換算点数	4×秀の単位数	3×優の単位数	2×良の単位数	1×可の単位数	0×不可の単位数

3 奨学金の受給制限及び返還

(1) 奨学金の受給制限

留学生は、日本学生支援機構の学習奨励費と重複して受給できない。

(2) 奨学金の返還

- ①奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- ②奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- ③奨学金を必要としなくなったとき。
- ④休学又は除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- ⑤傷病等により成業の見込みがなくなったとき。
- ⑥願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

V 応募書類

※応募書類は大学 HP よりダウンロードして下さい。学生課窓口での配布は行っておりません。

(1) 奨学生願書（応募者全員）

※応募する奨学金の種類にチェック（✓）を記入すること。

(2) 活動報告書（スポーツ奨学金のみ）

(3) 活動実績等を証明する資料のコピー（スポーツ奨学金のみ）

※新聞記事や表彰状等の拡大・縮小を行い、A4サイズで提出すること。

(4) 誓約書（応募者全員）

※応募する奨学金の種類を○で囲み必要事項を記入すること。

【応募書類等一覧（○は、応募書類）】

奨学金種類 \ 応募書類	願書	活動報告書	活動状況等を証明する資料	誓約書
学業奨励奨学金	○	-	-	○
スポーツ奨学金	○	○	○	○

VI 二重支給の禁止

学業奨励奨学金とスポーツ奨学金の2種類を支給することはできない。

VII 提出期限

令和7年5月30日（金）17:00 学生課窓口必着【厳守】

VIII 採用決定の通知

奨学生の選考は、願書等の書類に基づき選考委員会が行う。なお、採用結果は、7月上旬頃に掲示し全学周知を行う。

IX 奨学金の支給

奨学金は、奨学金の支給手続終了後1ヶ月以内に奨学生本人名義の銀行預金口座に振込むものとする。

X 応募書類の提出及び問い合わせ先

名桜大学学生部学生課学生サポート係（本館4階）

〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1

TEL: 0980-51-1057 FAX: 0980-51-1124

奨 学 生 願 書

提出日：令和 年 月 日

フリガナ			性 別
氏 名	印		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳) ※西暦で記入		
所 属	学部・学群		学科・学類
学 生 番 号		年 次	
奨学金種類	☐ 学業奨励奨学金 ☐ スポーツ奨学金（個人） ☐ スポーツ奨学金（団体） ※該当項目の□に✓をする。併願の場合は別の用紙（1枚ずつ）で提出すること		
現 住 所	〒 携帯： E-mail		
出 願 理 由			

※応募書類は審査目的以外に使用されることはありません。

(第12条関係)

スポーツ奨学金申請者のみ

活動報告書

提出日：令和 年 月 日

団体名	
フリガナ	
代表学生	印
所 属	(学籍番号：) 学部・学群 年次
顧問教員	印
活動内容・ 大会実績・ 課題・計画 等	

※応募書類は審査目的以外に使用されることはありません。

※団体競技での実績を個人で申し込むことはできません。必ず顧問に相談して下さい。

※団体申請は1団体1申請までとし、複数申請することはできません。

誓 約 書

令和7年度名桜大学奨学生として、学業奨励・スポーツ奨学金の給付を受けるにあたり、名桜大学奨学金規程を守り、奨学生としての責務を果たすことを誓います。

提出日：令和 年 月 日

所 属	学 部 ・ 学 群		年 次	学 生 番 号		
フリガナ					性 別	男 ・ 女
氏 名	印					
生 年 月 日	年 月 日生					
本 人 現 住 所	〒 TEL ()					
家 族 住 所	〒 TEL ()					
奨 学 金 振 込 口 座	銀 行 名	銀行	支 店 名	支店	店番号	
	預 金 種 類		口座番号			
	フリガナ					
	口 座 名 義 人					

＊振込口座は、奨学生本人の口座を記入すること。

＊スポーツ奨学金の団体申請は、部・サークルの口座を記入すること。（個人口座不可）

【規程抜粋】

第15条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生サポート委員会の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 傷病等により成業の見込みがなくなったとき。
- (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

第16条 前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。